

目次

平成 29 年度大好きいばらき就職面接会(前期) 参加者募集！	1
平成 29 年度労働政策課主要事業の概要	2
平成 29 年度職業能力開発課主要事業の概要	3
平成 29 年度茨城労働局労働行政運営方針	4
労働保険の年度更新手続きはお早めに！	5
平成 29 年 4 月から雇用保険料率が引き下がります	6
安心して働くための「無期転換ルール」とは	7
平成 29 度「全国安全週間」を 7 月に実施/平成 28 年茨城県内の労働災害発生状況	8
STOP 熱中症！クールワークキャンペーン	9～10
障害者法定雇用率の算定基礎見直し/高齢者雇用確保措置/雇用関係助成金	11
新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ/ユースエール認定企業	12
労働委員会の窓から	13～15
平成 28 年度労働組合基礎調査結果	16
地方創生・人材還流定着支援事業	17
第 88 回メーデーが実施/仕事と生活の調和推進計画/調和支援奨励金のご案内	18

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

平成29年度 大好きいばらき就職面接会(前期) 参加者募集！

【対象者】 平成 30 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者及び既卒未就職者

【参加予定事業所数】 水戸会場 200 社・土浦会場 134 社

参加費無料
事前申込不要

	水戸会場	土浦会場
開催日	7月3日(月曜日)	6月26日(月曜日)
場所	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1 (水戸駅より徒歩3分)	ホテルマロウが筑波 土浦市城北町2-24 (土浦駅より徒歩12分)

※詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/h29daisuki.html>

【お問い合わせ】茨城県商工労働観光部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



平成29年度労働政策課主要事業の概要

1 いばらき就職・生活総合支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域において出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

水戸市三の丸 1-7-41(祝日・年末年始は休業)

○就職支援 (平日 9:00-20:00, 土日 9:00-17:00)

TEL 029-300-1916 ※職業紹介は

029-300-1715 平日 9:00-16:00のみ

○労働相談 (平日 9:00-20:00, 土日 10:00-16:00)

TEL 029-233-1560

○生活支援 (月・水・金 10:00-16:00)

TEL 029-232-1245

2 地方創生人材還流・定着支援事業

「しごと・移住等」に関する情報提供や相談等のワンストップサービスを提供する「いばらき地域しごと支援センター」を運営するとともに、人材確保に向けてUJターンと地元就職の取組を実施することにより、新卒者をはじめ、広く、県内への転職者、移住希望者を掘り起こし、東京圏等からの人材還流と地元定着を促進します。

3 大学等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「大好きいばらき就職面接会」を開催します。

(前期と後期に各2会場、午前の部、午後の部の1日2回面接会を実施予定)

4 高年齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高年齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

5 障害者就職面接会開催事業

事業者への障害者雇用の理解を深め、障害者の就職機会の拡充を図ります。前期(9月)5会場、後期(2月)5会場で実施予定です。

6 事業復興型雇用創出事業

被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用した場合に、産業政策と一体となり、雇用に係る費用の一部を事業主に助成しています。

7 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

(1) 失業者等生活資金融資制度

県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします。(貸付限度額 50 万円, 利率 1.2%)

(2) 勤労者生活資金融資制度

県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします。(貸付限度額 100 万円, 利率 1.7%)

8 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします。(貸付限度額 100 万円, 利率 1.5%)

※7・8の貸付制度についてのお問い合わせは

中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181

または中央労働金庫県内各支店へ

9 仕事と生活の調和推進事業

勤労者が、仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて次の取組を促進・支援します。

(1) 企業に対する普及啓発

「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催するとともに、11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、労働時間の縮減や休暇取得などを推進するためのキャンペーンを実施します。

(2) 企業に対する支援

「仕事と生活の調和推進計画」の策定を支援するとともに、アドバイザーによる中小企業への普及・啓発を行います。

また、ワーク・ライフ・バランス先進企業育成モデル事業を実施し、経営効果を向上させるワーク・ライフ・バランスの推進方を示し、企業の自主的な取組を支援します。

また、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、実際に制度を一定期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して「仕事と生活の調和支援奨励金」を支給します。

※支給額:30万円(1事業主あたり1回のみ)

(3) 女性に対する支援

女性の採用に意欲的な企業を集めた説明会を開催します。

また、女性専用の相談窓口(マザーズ応援窓口)をいばらき就職・生活総合支援センター(水戸市三の丸)に設置しております。

10 戦略分野雇用創造促進事業

離職者、大卒等未就職者、非正規雇用者等の本県の戦略分野(製造業・情報通信業)における正規雇用での就職を促進するため、ビジネスマナー等を習得するための基礎研修や県内企業での実務研修の実施により仕事に関する知識・技能の習得と正規雇用化を支援します。

茨城県商工労働観光部労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>

平成 29 年度職業能力開発課主要事業の概要

県立産業技術短期大学校及び県内5か所の県立産業技術専門学院における企業の人材ニーズに即した職業訓練の実施や民間教育訓練機関等を活用した多様なコースの設定、優れた技能者の顕彰、技能検定などの職業能力評価制度の促進等により、本県のものづくり産業を支える人材の育成や技能の振興を図ります。

1 新規学卒者訓練事業

高等学校等新規学卒者を対象に、県立産業技術短期大学校において、高度なIT技能者を育成するとともに、県立産業技術専門学院において、ものづくりを担う技能人材を育成します。

- (1) 県立産業技術短期大学校
情報システム科、情報処理科の2コース
(定員：80名、訓練期間：2年)

～平成29年度からIoTコース・ビッグデータコースを開設!!～

- (2) 県立産業技術専門学院
自動車整備科、電気工事科、金属加工科、機械システム科等延べ11コース
(定員：365名、訓練期間：1～2年)

2 離職者等訓練事業

離職者等の早期就職を促進するため、ハローワーク等との連携を図りながら、学院施設内のほか、民間の活用等により就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 施設内訓練（産業技術専門学院で実施）
生産CAD科、IT技術科、金属加工科 3コース
(定員：50名、訓練期間：1年)
- (2) 委託訓練（民間教育訓練機関等へ委託）
OAシステム科、介護福祉科、介護サービス科、フォークリフト運転技能科等 94コース
(定員：1,642名、訓練期間：1か月～2年)

3 在職者訓練事業・いばらき名匠塾事業

中小企業在職者の能力向上を図るため、企業ニーズに基づき、技能向上、IT技術、オーダーメイド等実践的な訓練コース（土日、夜間も実施）の実施や中堅者への技能継承の促進を図るため、ベテラン技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- (1) 在職者訓練事業
- ・技能向上コース（電気工事士、溶接等）
44コース、定員765名
 - ・ITコース（CAD、OAシステム等）
19コース、定員255名
 - ・オーダーメイド型コース（個別相談により訓練内容を決定）
32コース、定員340名
 - ・技能ブラッシュアップコース
(技能検定1・2級の技能習得を目指す少人数・長時間のコース)
2コース、定員6名
- (2) いばらき名匠塾事業
- ・講座内容：旋盤コース、電子機器組立コースなど
 - ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者
(概ね20歳代から30歳代)
 - ・定員等：各コース5名以内
(各学院でコース実施)

4 ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能者を『ものづくりマイスター』として認定し、地位向上を図るとともに、企業でのOJTや、学校教育・社会教育などにおいて積極的に活用を図るとともに、高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。

※ものづくりマイスター：優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成のできる者

5 デュアルシステム事業

卒業後未就職の方やフリーター等を対象に、就職に必要な知識・技能を習得するため教育訓練と企業実習を組み合わせた訓練を行います。

- ・専門学校等に委託し、OAシステム科、介護サービス・介護事務科等 7コース
(定員：140名、訓練期間：3ヶ月又は、4ヶ月)

6 障害者に対する職業能力開発事業

- (1) 知的障害者職業能力開発事業
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。
- ・総合実務科
(定員：20名(前・後期各10名)、訓練期間：6ヶ月)
- (2) 障害者委託訓練事業
民間教育機関等に委託して、障害者を対象に職業訓練を行います。
- ・知識・技能習得訓練コース
(定員：15名、訓練期間：3ヶ月)
 - ・実践能力習得訓練コース
(定員：1名～、訓練期間：1ヶ月)

7 茨城県職業人材育成センター運営事業

企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等、能力評価の振興を図る拠点として運営します。

- ・名称：茨城県職業人材育成センター
- ・所在地：水戸市水府町864-4
- ・用途：技能検定会場、県及び事業主・事業主団体等が行う職業訓練、研修室の貸出し等

8 ものづくり分野等の人手不足分野における人材育成確保事業

- (1) ものづくり産業人材育成確保事業
製造業（金属加工、機械加工等）において雇用型訓練や研修会等を行うことにより、若者や女性の入職・定着を促進する。
- ・モデル事業所における雇用型訓練の実施
(定員：30名、訓練期間：6ヶ月)
 - ・中小企業向け人材育成研修会の実施
- (2) 建設関係技能人材育成確保事業
建設分野において、職種別の新人技能者向けプログラムを作成し、若者や女性の入職・定着を促進する。
- ・新人技能者向けプログラム作成（7職種）

【お問い合わせ】

茨城県商工労働観光部職業能力開発課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
TEL：029-301-3653

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/shokuno/index.html>

平成 29 年度茨城労働局労働行政運営方針

平成29年度において、茨城労働局では、各行政課題に対し、以下のとおり取り組むこととしています。

1. 茨城における労働行政を取り巻く情勢と課題

(1) 「働き方改革」の推進など労働環境の整備・生産性の向上

非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正、人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備、地方創生の推進、労働者が安全に健康で働くことができる職場づくりに向けた取組を実施する必要がある。

(2) 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

女性の活躍推進、若者、高齢者、障害者、難病・がん患者等の活躍推進に向けた取組を実施する必要がある。

2. 労働行政展開に当たっての基本的姿勢

総合労働行政機関としての機能を地域の中で発揮していくため、労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策や、少子化対策の推進、女性の活躍推進等について、部署間及び茨城県・各市町村、労使団体等との連携の下、積極的な取組を進める。また、労働行政の理解と信頼を高めるための積極的な広報の実施、労働法制の普及等、地域に密着した行政を展開する。

3. 労働行政の重点施策

(1) 雇用環境・均等室の重点施策

ア 働き方改革と女性活躍の推進

地域の実情に応じた働き方改革を実現するため、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、主要企業の経営トップ等に対する働きかけを引き続き実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進する。

また、女性の活躍推進のため、多くの企業が、えるぼし認定取得を目指すよう認定制度を広く周知し、認定申請に向けた取組促進を図る。

イ 安心して働くことができる環境整備の推進

職場におけるハラスメントは、複合的に生じることも多いことから、一体的にハラスメントの未然防止を図るよう事業主に促すとともに、相談への迅速な対応を行う。

また、労働契約法の内容について、無期転換申込権が本格的に発生する平成 30 年 4 月まで残り 1 年を切ったことから、無期転換ルールを中心に、使用者に対しては、具体的な取り組みを促すとともに、労働者等に対しても、引き続き周知を図る。

(2) 労働基準部の重点施策

ア 良質な労働環境の確保等

働き過ぎの防止のため、「過労死等の防止のための対策に関する要綱」に沿って、啓発、相談体制の整備等の対策を効果的に推進する。

また、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して窓口指導、監督指導を徹底する。

イ 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設、飲食店、陸上貨物運送事業、製造業、建設業を重点業種として、労働災害防止のための周知、指導を行うとともに、業種横断的に転倒災害及び交通労働災害防止対策等を推進する。

また、ストレスチェックの実施の徹底を図るため、労働者数 50 人以上の事業場に対して重点的な指導等を行う。

(3) 職業安定部の重点施策

ア 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

地域の特性を踏まえ重点的に取り組む業務や継続的な業務改善を実現していくため、数値目標を設定し、マッチング機能の強化を図る。

また、ハローワークでの支援が必要な求職者に対しては、予約制・担当者制等によるきめ細かな就職支援を行い、求人者に対しては、求人条件や求人票の記載内容に係る助言・援助を行うほか、雇用管理指導援助業務と連携し、充足に向けた支援を一層強化する。

イ 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

「茨城県正社員転換・待遇改善プラン」に基づき、茨城県等と連携を図りながら、非正規雇用労働者として働く方への対策を強化し、正社員転換・待遇改善の取組の着実な実施に努める。

また、雇用関係助成金について、その一部は、生産性の向上を図る企業に対して助成の割増等を行う「生産性要件」が設定されたことから、地域の関係機関や事業主団体及び金融機関等と連携し、制度の積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取組を支援する。

労働保険の年度更新手続きはお早めに！

受理相談会を開催いたします

平成 29 年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 29 年 7 月 10 日（月）までが申告期間となります。送付される「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンター（0120-335-546）も開設しておりますので、お気軽にご利用下さい。

署別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月6日(木)	9:30~16:00	笠間市商工会友部事務所 大会議室 (笠間市東平 2-3-3)
	7月6日(木)	10:00~16:00	大子町中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町池田 2669)
	7月7日(金)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
	7月7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター (水戸市水府町 864-4) 【7日】本館研修室 A11 【10日】本館研修室 A31
	7月10日(月)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
日 立	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 1階会議室
	7月6日(木)	9:30~15:30	ハローワーク高萩 2階会議室(高萩市本町 4-8-5)
土 浦	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	土浦ピアタウン 2階イベントホール (土浦市真鍋新町 18-13)
	7月10日(月)	10:00~16:00	小美玉市四季文化館(みの〜れ) 練習室(1) (小美玉市部室 1069)
筑 西	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室
古 河	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室
常 総	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍 ヶ 崎	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿 嶋	7月6日(木)・7日(金)・10日(月)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室

新しい会場

◆お問合せ先◆ 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室（029-224-6213）または最寄りの労働基準監督署まで

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成29年4月から 雇用保険料率が引き下がります

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。
- ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率		
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

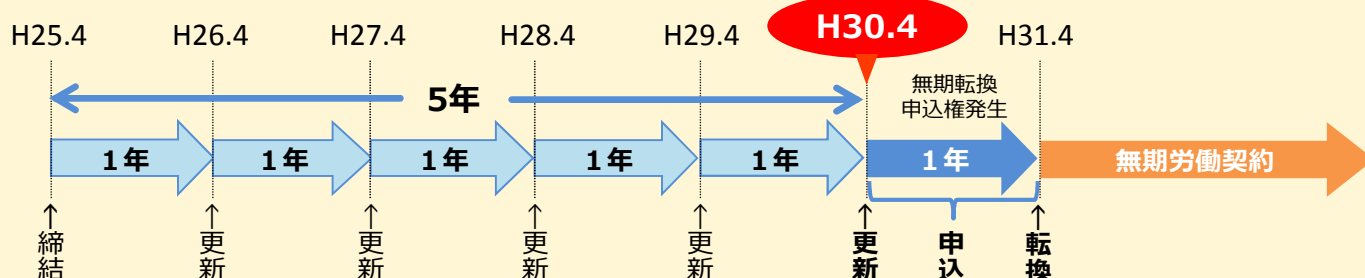


安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室 相談・指導部門（TEL029-277-8295）まで。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



平成 29 年度「全国安全週間」を 7 月に実施

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90 回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた結果、労働災害は長期的に減少し、平成28 年の労働災害については、死亡災害は2年連続で1,000 人を下回りました。

しかしながら、休業4日以上¹の死傷災害(以下単に「死傷災害」という。)は前年より増加し、死亡災害についても平成28 年11 月から平成29 年2月まで4か月連続で前年同月を上回っている状況となっています。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、厚生労働省では、7月1日(金)から7日(木)までを「全国安全週間」、6月1日(水)から30日(木)までを準備期間として、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

茨城労働局労働基準部健康安全課

平成 28 年 茨城県内の労働災害発生状況

～休業災害は前年比 0.9%減少。死亡災害は7名減少～

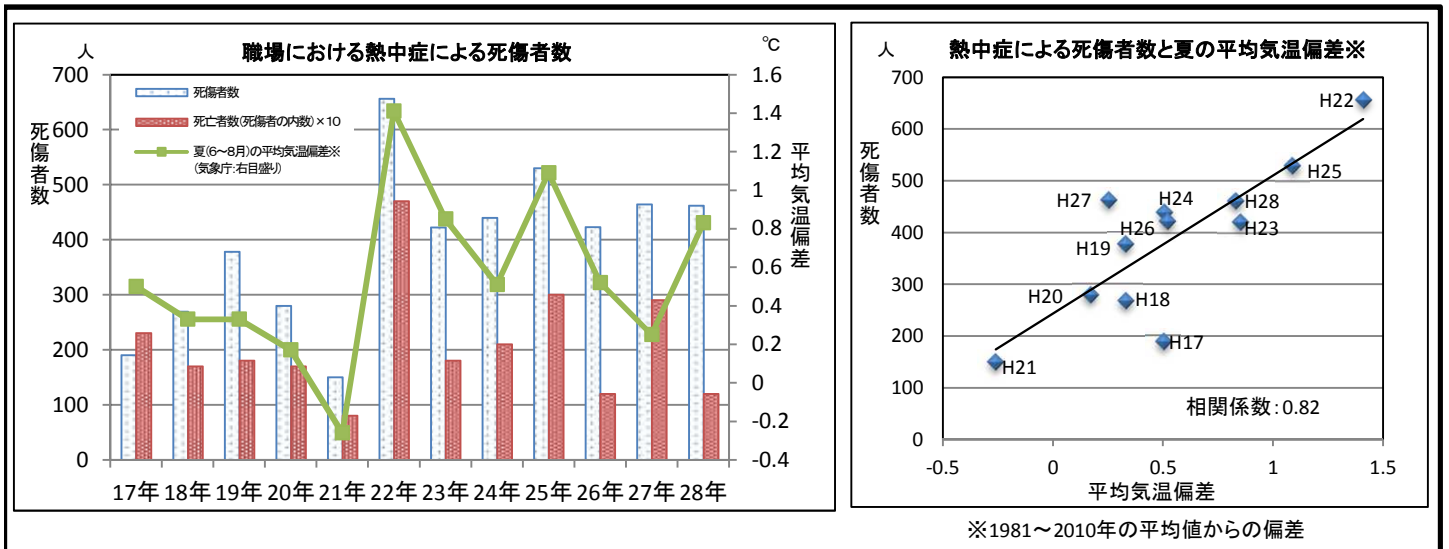
業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	27年 1月～12月	28年 1月～12月	27年 1月～12月	28年 1月～12月	休業(%)	死亡(%)
計	2,870	2,845	33	26	-25	-7
製造業	813	782	2	4	-31	2
食料品	232	247	1	0	15	-1
化学	84	70	0	0	-14	0
金属製品	141	145	0	1	4	1
建設業	350	364	12	11	14	-1
土木	82	80	5	6	-2	1
建築	167	165	3	5	-2	2
その他	101	119	4	0	18	-4
運輸交通業	389	369	7	2	-20	-5
道路貨物運送業	346	332	6	1	-14	-5
貨物取扱業	28	26	1	0	-2	-1
農林業	49	47	2	0	-2	-2
畜産水産業	153	119	1	1	-34	0
商業	379	419	5	3	40	-2
小売業	306	318	4	3	12	-1
社会福祉施設	131	138	0	0	7	0
その他	578	581	3	5	3	2

- (注) 1. 災害発生状況は、労働者死傷病報告より作成したもの。
2. 休業4日以上¹の死傷災害は、死亡災害を含む。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

厚生労働省では、労働災害防止団体との連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症防止への取組を進めましょう!



・職場における熱中症による死傷者数(休業4日以上)は、平成22年以降**毎年400人を超えています**。
 ・気象庁が発表している夏の平均気温偏差との関係を見ると、平均気温偏差の大きかった年(例年よりも**暑かった年**)には、**熱中症が多く発生**しています。

・暑さに対応するための**対策が不十分**であることをあらわしています。

暑さ対策を徹底 しましょう!

- ◆ 暑さ指数の測定
- ◆ 管理体制の確立
- ◆ 作業環境管理
- ◆ 作業管理
- ◆ 健康管理
- ◆ 安全衛生教育

●実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H29.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

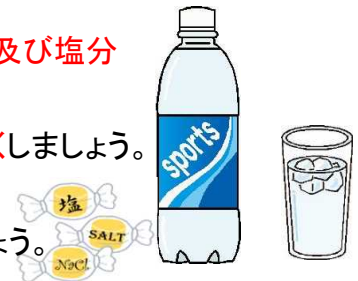
WBGT値の評価結果に基づき、労働衛生の3管理を進めましょう。

1 作業環境管理

- **WBGT値(暑さ指数)の低減等** 準備期間中に検討した対策を実施しましょう。
- **休憩場所の整備等** 休憩場所には、**氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー**等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けましょう。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう**飲料水、スポーツドリンク等の備付け**等を行いましょ

2 作業管理

- **作業時間の短縮等** WBGT基準値を大幅に超える場合は、**原則として作業を中止**しましょう。WBGT基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行いましょう。
 - ①単独作業を控え、**休憩時間を長めに設定**する。
 - ②作業中は**心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認**する。
- **熱への順化** 7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くしましょう。**夏季休暇などの後も同様に順化期間**が必要です。
- **水分及び塩分の摂取** 定期的に水分、塩分を取りましょう。
- **服装等** 準備期間中に検討した服装を着用しましょう。なお、次の衣類を着用している場合はWBGT基準値に下の補正值を加える必要があります。



衣類の種類	WBGT値に加えるべき補正值	衣類の種類	WBGT値に加えるべき補正值
作業服(長そでシャツ・ズボン)	0	SMSポリプロピレン製つなぎ服	0.5
布(織物)製つなぎ服	0	ポリオレフィン布製つなぎ服	1
二層の布(織物)製服	3	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

3 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応等** ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全等の**持病がある労働者は、医師の意見を聞いて配慮**をしましょう。
- **日常の健康管理等** 前日の飲みすぎなどないようにしましょう。**当日の朝食はしっかり**取りましょう。
- **労働者の健康状態の確認** 管理者は**作業開始前や作業中の巡視**で労働者の健康状態を把握しましょう。
複数作業では労働者同士が**お互いの様子に注意**しましょう。

休憩!



労働衛生教育 を行いましょう。

- ◆ **異常時の措置** 少しでも本人や周りが**異変を感じたら**、体温を測定し、必要に応じて、水分摂取や濡れタオルの使用等により**体温を下げる**ようにし、平熱近くまで下がることが確認できるまでは、**一人にしてはいけません**。
症状に応じ、**躊躇せず救急隊を要請する、病院に搬送するなどの措置をとってください**。
急に容体が悪化し死亡する事例が発生しています。
- ◆ **熱中症予防管理者の業務等** 熱中症予防のための管理体制を確立しましょう。
熱中症予防管理者は次の業務を行いましょう。
 - ・WBGT値(暑さ指数)の**低減対策の実施状況の確認**
 - ・各労働者の**熱への順化の状況の確認**
 - ・朝礼時等作業開始前における**労働者の体調の確認**
 - ・WBGT値(暑さ指数)の**随時測定とその結果に応じた作業の中止又は中断の指示**
 - ・職場巡視による労働者の**水分及び塩分の摂取状況の確認**



障害者法定雇用率の算定基礎見直しについて

1 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されます。【施行期日平成30年4月1日】

2 法定雇用率は、原則5年ごとに見直しされます。

⇒ 施行後5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日まで）は、猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能としています。

（激変緩和措置）

【1の法定雇用率算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

（参考）現行の法定雇用率（平成25年4月1日から施行）

民間企業 = 2.0% 国、地方公共団体等 = 2.3% 都道府県等の教育委員会 = 2.2%

65歳までの「高年齢者雇用確保措置」について

高年齢者雇用安定法第9条は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を65歳未満としている事業主に、高年齢者雇用確保措置として次の①から③のうち、いずれかの実施を義務づけています。

①定年年齢を65歳まで引き上げ ②希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の導入 ③定年制の廃止

＜継続雇用制度とは＞

現在、雇用している高年齢者を、本人の希望によって、定年後も引き続き雇用する制度、次のようなものがあります。

- ◆ 再雇用制度：定年でいったん退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- ◆ 勤務延長制度：定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

生産性を向上させた企業は雇用関係助成金が割増されます

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が雇用関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。

雇用関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。（具体的な助成額又は助成率は各助成金のパンフレット等をご覧ください。）

(1) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて**6%以上伸びていること。**

(2) 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

なお、「生産性要件」の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職を発生させていないことが必要です

※ 詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

※ お問い合わせは茨城労働局職業対策課（029-224-6219）まで

「平成 30 年 3 月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！

平成29年4月24日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

平成30年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義) 9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

安定所での求人申込み及び受理が、従来の6月20日から6月1日へと変更になりました。
詳しくはハローワークにお問い合わせください。

プラス・テク(株)を「ユースエール認定企業」として認定！ ～茨城県内では 2 番目！～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、平成29年3月16日付で、プラス・テク株式会社(阿見町、代表取締役社長 中馬 直宏 氏)を認定し、認定通知書を交付しました。茨城県では、本制度による認定は2番目となります。

茨城労働局では、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」を広く周知していくとともに、認定企業の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。

【ユースエール認定企業】
プラス・テク株式会社 (阿見町)
業種：有機化学工業製品製造業



※愛称「ユースエール」の解説
若者(youth)を応援する(yellを送る)事業主というイメージを表現しています。

平成 29 年 4 月 26 日
プラス・テク株式会社 交付式

※ お問い合わせは茨城労働局職業安定課 (029-224-6218) まで

労働委員会の窓から

平成 29 年2月1日～平成 29 年3月 31 日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

■ 今期の事件の状況



- **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)
 - ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は **2 件**です。
- **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 - ・・・当該期間中に新規申請が **2 件**あり、**2 件**とも当該期間中に終結しました。

【新規事件及び終結の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
M争議	運輸業, 郵便業	H29. 2. 9 労働組合	信義誠実の原則に踏まえ、確認したことを遵守し、団体交渉を行うこと	平成29年 3 月29日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、あっせん打切りとして終結した。
N争議	医療, 福祉	H29. 2. 17 労働組合	年末一時金をめぐる不誠実団交について	平成29年 3 月21日、「年末一時金については、支給率を一律〇か月とする」等のあっせん案を労使双方が受託したため、本件争議は解決し終結した。

- **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 - ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の **1 件**が終結しました。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請者区分	あっせん事項	終結状況
I事件	サービス業	労働者	正しい退職金規程に基づく退職金の支払い	申請者から「申請取下書」が提出され、事件は終結した。

■ あっせん員候補者の公示



あっせん員候補者を平成29年4月20日付けで委嘱しましたので紹介します。

氏名	委嘱年月日	現職
こいざみ なおよし 小泉 尚義	平成9年11月20日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やまもと けいこ 山本 圭子	平成22年12月1日	法政大学法学部講師 茨城県労働委員会公益委員
きじま ちかお 木島 千華夫	平成24年12月3日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やすだ なおみち 安田 尚道	平成27年11月12日	常磐大学教授 茨城県労働委員会公益委員
いわま のぶひろ 岩間 伸博	平成28年12月1日	茨城県中小企業団体中央会専務理事 茨城県労働委員会公益委員
わだ ひろみ 和田 浩美	平成24年12月3日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
やまもと いさむ 山本 勇	平成26年12月1日	JAM北関東茨城県連絡会副会長 茨城県労働委員会労働者委員
ぬまた たかひろ 沼田 孝博	平成26年12月1日	茨城県電力関連産業労働組合総連合会長 茨城県労働委員会労働者委員
あかざわ よしあき 赤澤 義明	平成27年11月12日	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長 茨城県労働委員会労働者委員
よしだ ゆたか 吉田 豊	平成28年12月1日	茨城県教職員組合執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
うちた つとむ 内田 勉	平成18年12月1日	株式会社カスミ監査役 茨城県労働委員会使用者委員
やすだ ひとし 安田 仁四	平成24年12月3日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
こまつ よしひろ 小松 美裕	平成28年5月24日	日鉄住金ビジネスサービス鹿島株式会社代表取締役社長 茨城県労働委員会使用者委員
さわはた しんじ 澤畑 慎志	平成28年12月1日	一般社団法人茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員
いえつぐ あきら 家次 晃	平成28年12月1日	株式会社日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所副事業所長 茨城県労働委員会使用者委員
はせがわ まさや 長谷川 正哉	平成29年4月20日	茨城県労働委員会事務局長
おおたに みえこ 大谷 美恵子	平成29年4月20日	茨城県労働委員会事務局次長兼総務調整課長
いちげ なおみつ 市毛 直光	平成27年4月16日	茨城県労働委員会事務局審査課長

■ 労働委員会講座

個別的労使紛争のあっせんのながれ

労働委員会では、労働者個人と使用者との間の紛争解決を目的とする個別的労使紛争に係るあっせんを行っております。あっせんとは、紛争当事者間を仲介し、話し合いにより紛争が解決されるよう援助することです。

あっせんのながれについて、ご紹介しますので、どうぞお気軽にご利用ください。

項目	あっせんのながれ
1 労働相談	「いばらき労働相談センター」などの相談窓口にご相談し、「個別的労使紛争のあっせん」に適した事案である場合、労働委員会が紹介されます。 (あっせんに関する相談は労働委員会に直接できます。)
2 申請	労使の一方又は双方が、労働委員会にあっせん申請書を提出します。
3 あっせん員の指名	あっせん員候補者の中から会長が指名します。 通常、公益委員、労働者委員、使用者委員から1人ずつ3人のあっせん員が指名されます。
4 事前調査	労働委員会事務局職員が、労使双方から紛争の原因、争点、経過などを聴取します。 なお、被申請者に対し、あっせんの応諾を促します。
5 あっせん員による説得	被申請者があっせんに応じない場合、あっせん員が協議し、必要に応じて、被申請者に対する説得を行います。 被申請者が、あっせんによる解決を拒んだ場合、「打ち切り」となります。
6 あっせんの開催	(1) 事情聴取 あっせん員が労使双方から事情を聴取し、対立点を整理します。 (2) 調整作業 労使の主張をとりなして、歩み寄りを勧めます。歩み寄りが見られた場合、あっせん案を提示します。
7 あっせんの最終	(1) 労使双方があっせん案を受入れた場合、「解決」となります。 (2) 労使の歩み寄りがなく、労使の双方又は一方があっせん案を受入れないなど、解決の見込みがない場合、「打ち切り」となります。 (3) あっせんによらず自主交渉により紛争が解決した場合などは、「あっせん取下書」を労働委員会に提出していただきます。



【お問い合わせ先】；茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

H28年度 労働組合基礎調査結果

1 調査の概要

この調査は、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、県内におけるすべての労働組合を対象として毎年6月30日現在で実施しています。

2 結果の概要

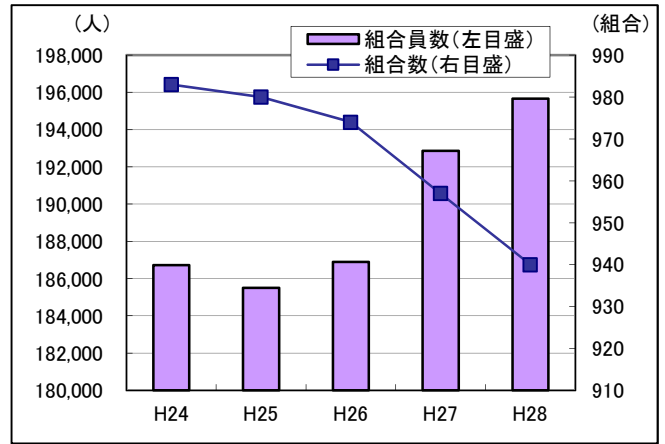
① 労働組合数、労働組合員数状況

茨城県内の労働組合数は 940 組合で、前年に比べ 17 組合 (Δ 1.8%) 減少しました。労働組合員数は 195,660 人で、前年に比べ 2,802 人 (1.5%) 増加しました。

表1 労働組合数、組合員数の推移

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率 (%)	(人)	対前年増加率 (%)
H24	983	0.0	186,726	-0.1
H25	980	-0.3	185,505	-0.7
H26	974	-0.6	186,895	0.7
H27	957	-1.7	192,858	3.2
H28	940	-1.8	195,660	1.5

グラフ1 労働組合数、組合員数の推移



② パートタイム労働者の状況

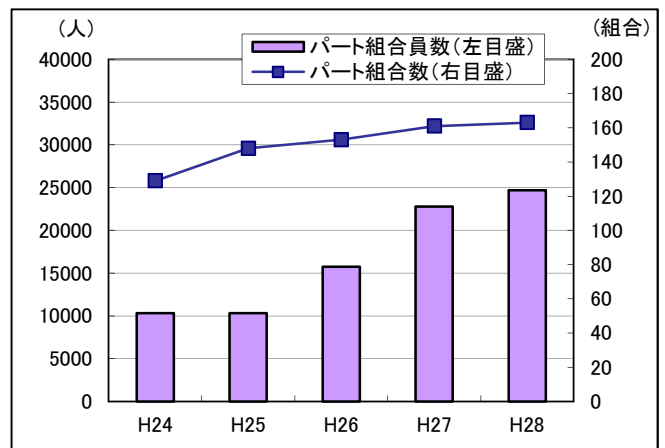
パートタイム労働者を組合員としている労働組合(パートタイム労働組合)数は 163 組合で、前年に比べ 2 組合 (1.2%) 増加しました。パートタイム労働組合員数は 24,679 人で、前年に比べ 1,909 人 (8.4%) 増加しました。

表2 パートタイム労働者を組合員とする

労働組合数、組合員数の推移 (表1の内数)

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率 (%)	(人)	対前年増加率 (%)
H24	129	0.0	10,306	14.2
H25	148	14.7	10,338	0.3
H26	153	3.4	15,769	52.5
H27	161	5.2	22,770	44.4
H28	163	1.2	24,679	8.4

グラフ2 パートタイム労働組合数、組合員数の推移



労働組合基礎調査は全労働組合について調査を行っています。解散した場合や新規に活動を始めた場合、また、活動しているにもかかわらず調査が行われていない等の場合は、労働政策課にご連絡下さい。

県内の労働組合の皆様には、調査にご協力頂きましてありがとうございました。平成29年度の調査にもご協力賜りますようお願いいたします。

【お問い合わせ】茨城県商工労働観光部労働政策課労働経済・福祉グループ Tel 029-301-3635

地方創生・人材還流定着支援事業

◆事業の目的◆

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学及び経済団体と連携し、インターンシップの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催による本県へのUIJターンと、県内学生向け企業セミナーの実施等による地元定着を促進する。

◆事業の内容◆

大好きいばらきUIJターン・定着応援“くらぶ”の運営

- 県や県内外の大学、経済団体等が構成員となり、UIJターンと地元定着に向けた推進体制を構築
- 県主催の就職面接会や県内企業の就職情報の提供、大学や学生のニーズ把握

大好きいばらきインターンシップ促進事業

- 県内企業の魅力をアピールするインターンシップを実施し、UIJターンの契機をつくる。
- 参加対象：主に県外及び県内の大学在学3年生及び2年生

大好きいばらきUIJターン促進事業

- 県外学生向けの合同就職面接会等の開催
- 「いい顔で働こう。大好きいばらき就職応援サイト」の運営
 - * 茨城の企業や就活イベント情報をお知らせ
- インターンシップ促進事業の実施
 - * 県内外の大学生等を対象に県内企業で就職体験
- 県内企業若手社員と学生の交流会の開催
 - * 県内企業の働きやすさをアピールする交流会を開催
- 大学生等の父兄を対象に県内の就職・企業情報等のセミナーを開催

地元就職・人材定着支援事業

- 県内大学生の県内企業への就職を促進する学内企業セミナーやバスツアーの開催
- 大学就職担当者等と企業採用担当者との連携促進：交流会の開催



第88回メーデーが実施されました



連合茨城（和田会長）は4月30日、水戸市の県三の丸庁舎広場にて、県中央メーデーを開催し、全ての働く人の「暮らしの底上げ、底支えの実現」や「格差是正」などを訴えました。（参加者約1,100人：主催者発表）

『長時間労働の撲滅 ディーセント・ワークの実現
今こそ底上げ、底支え、格差是正の実現を！』
～すべての働く仲間のチカラを結集し、
確かな未来を切り拓こう！～



茨城労連（石引議長）は5月1日、水戸市・千波湖公園はなみずき広場にて、県中央メーデーを開催し「労働法制改悪反対」や「憲法改悪反対」などを訴えました。（参加者約120人：主催者発表）

『働くものの団結で生活と権利を守り、
平和と民主主義、中立の日本をめざそう』

仕事と生活の調和推進計画 ～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります。（平成29・30年度資格者名簿分）

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★ 支給金額 30万円 ★
(1事業主あたり1回のみ)

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課あてお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ・お申込み先>

茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/syoreikin.html>



茨城労働 Seed
6月号 第699号

茨城県商工労働観光部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>